令和８年熊本地震により被災された加入者及び関係者の皆様へ

私学共済からのお知らせ

Vol.2　令和８年１０月１５日

特に甚大な被害のあった地域の皆様に向けた、災害見舞金・災害見舞金付加金・災害見舞品（災害見舞品に代えて３万円）の現地での請求の審査・受付、早期支払などの特例的な対応についてお知らせいたします。

Ⅰ　熊本市・八代市で災害見舞金等の請求書の審査・受付を行います

- 対面による災害見舞金等のご請求、ご相談に対応するため、下記の会場を開設いたします。
- 書類が整っている場合はその場で受付が完了し、通常よりも早期に支払いを行います。
- 請求のための必要書類は郵送での手続きと同じです（裏面Ⅱをご覧ください）。
- 会場での審査・受付の際は、本人確認書類として運転免許証や個人番号カード等が必要です。
  加入者ご本人様以外の方が来場する場合は、来場する方の本人確認書類（運転免許証等）及び請求手続きに関する委任状が必要です（ただし、私学共済事務担当者の方が来場する場合は委任状は不要です）。

●熊本市の会場

日　時		会　場
10月31日（土）	10：00～17：00	水前寺共済会館グレーシア　２階「鳳凰」 熊本市中央区水前寺1-33-18　Tel：096(383)1281 ※ 会場のＨＰ　https://suizenji-kk.com
11月１日（日）	10：00～17：00	

・会場には16時30分までにお越しください。
・施設内の駐車場が満車の場合は、近隣の駐車場をご利用いただく場合があります。

●八代市の会場

日　時		会　場
11月14日（土）	10：00～17：00	八代白百合学園高等学校　１階　大会議室 八代市井上町727-1 新八代駅西口から徒歩１分
11月15日（日）	10：00～17：00	

・会場には16時30分までにお越しください。
・高等学校の敷地内の駐車場が満車の場合は、新八代駅等のコインパーキングのご利用をお願いします。
・会場は土足厳禁です（会場のスリッパ・下駄箱を使用できます）。
・待合コーナー等決められた場所以外への立ち入りはご遠慮ください。
・14日午前中は高等学校の行事（入試説明会）も開催されます。ご留意ください。

※ 災害見舞金等の給付は、当日来場されなくても請求することができます。
　共済事業本部に裏面Ⅱの請求手続きをしていただくことにより、早期支払等につながります。

熊本市・八代市での災害見舞金等の請求書の審査・受付についてご不明な点がありましたら、共済事業本部までお問い合わせください。

令和８年熊本地震により被災された皆様への私学共済制度の取扱いを、私学共済ホームページに掲載しています。トップページの「令和８年熊本地震への対応（共済業務）」からお入りいただくか、「私学共済　熊本地震」で検索してください。
https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/news/saigai/kumamoto/index.html

日本私立学校振興・共済事業団

（裏面もご覧ください）

Ⅱ 災害見舞金等の「早期支払」及び「加入者ご本人への直接送金」を実施します

被災された加入者の皆様を支援するため、災害見舞金・災害見舞金付加金及び災害見舞品（災害見舞品に代えて３万円を支給）について、通常よりも早期に支払いを行います。

（１）必要な書類　※ ①災害見舞金・災害見舞金付加金請求書の右上余白に、赤字で「令和８年熊本地震」と記載してください。

① 災害見舞金・災害見舞金付加金請求書（災害見舞品はこの手続きで合わせて支給します）
　【ＨＰからダウンロードできます。学校法人等の証明が必要です】
② 災害状況明細書【ＨＰからダウンロードできます。学校法人等の証明が必要です】
③ 市区町村長又は消防署長等が発行する「り災証明書」　　※この他にも書類が必要となる場合があります

（２）給付金等の送金（加入者ご本人様への送金希望にも応じます）

給付金等は、原則として学校法人等が届け出ている受取口座へ送金します。ただし、被災された加入者へ一日も早く給付金等をお届けするため、**特例として、加入者ご本人名義の銀行等口座への直接送金にも対応します**。希望される場合は、**上の枠内の書類に加えて、下記の書類の提出が必要**となります。

① 本人直接払い申出書【ＨＰからダウンロードできます】
② 加入者ご本人名義の銀行等口座であることが確認できる書類等のコピー
　（預金通帳、キャッシュカードなど店番・口座等が確認できるもの。ゆうちょ口座への送金を希望する場合は、記号・番号が確認できる書類等のコピー）

※上記（１）① ② 及び（２）①の用紙についてはこちらからダウンロードできます。
短期給付関係　災害見舞金及び災害見舞金付加金の支給
https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/news/saigai/kumamoto/detail/kumamoto_02.html

災害見舞金等の請求手続きについてご不明な点がありましたら、業務部短期給付課にお問い合わせください。

『私学共済からのお知らせ Vol.1（災害見舞金等の請求／マイナ保険証等をなくしたとき等／貸付制度）』に災害見舞金等の概要を掲載しています。合わせてご覧ください。
https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/news/saigai/kumamoto/f605150000000ac5-att/k_saigai_kumamoto_leaflet_kanyu_2026.pdf

Ⅲ 災害貸付の申込締め切り日を弾力的に扱います

通常、加入者貸付の申込締め切り日は２日送金にあっては前月の 15 日、22 日送金にあっては前月の月末としていますが、このたびの被災による災害貸付については、この申込締め切り日を弾力的に取り扱い、出来るだけ早期に送金できるよう取り扱います【令和８年 12 月 21 日受付分まで】。

表面Ⅰの会場にて、災害貸付・特例住宅貸付についてのご相談をお受けいたします（申込書の審査・受付は行いません）。

貸付けの申し込みについてご不明な点がありましたら、福祉部貯金・貸付課にお問い合わせください。

給付の内容や請求方法などでご不明な点がある場合は、共済事業本部又はガーデンパレス共済業務課まで、お問い合わせください。
熊本市・八代市での災害見舞金等の請求書の審査・受付については、共済事業本部までお問い合わせください。

お問い合わせ先
◇日本私立学校振興・共済事業団　共済事業本部
〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5　TEL 03(3813)5321（代表）
◇福岡ガーデンパレス共済業務課　〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 4-8-15　TEL 092(752)0651